

番号：131102

国名：マラウイ

担当：農村開発部乾燥畑作地帯第一課

案件名：中規模灌漑開発プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2013年12月下旬から2014年2月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.45M/M、現地 0.70M/M、合計 1.15M/M
- (3) 業務日数：

| | | |
|------|--------|------|
| 準備期間 | 現地業務期間 | 整理期間 |
| 4日 | 21日 | 5日 |

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月4日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出、または調達部受付(JICA本部1F)への書類の提出

※2013年10月2日以降の公示案件（業務実施契約（単独型）のみ）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を試行導入します。提出方法等詳細については、JICAホームページ（ホーム> JICAについて>調達情報>お知らせ）をご覧ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

| | |
|----------|-----------|
| 類似業務 | 各種評価調査 |
| 対象国／類似地域 | マラウイ／全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

マラウイ国（以下マラウイ）は、UNDPの「人間開発報告書2008」における人間開発指標値が179ヶ国中162番目に位置する等、世界で最も貧しく生活環境の厳しい国の一つである。農業は

マラウイの国内総生産（GDP）の 38%、総輸出額の 80%を占める基幹産業であるが、農業生産者の大多数を占める小規模農家の多くは天水農業に依存し、干ばつや洪水等の突発的な自然災害に対して脆弱である。国家の食糧安全保障や商業的農業の振興のためには灌漑農業の導入が必要不可欠であり、マラウイにおける中期国家開発計画である「Malawi Growth and Development Strategy: MGDS」等の国家計画や農業政策において、灌漑開発は常に優先課題に掲げられている。

しかしながら、国内の灌漑可能面積が約 40 万 ha といわれる中、現在の灌漑面積は約 7.8 万 ha に過ぎず、このうち、エステート（大規模灌漑）を除いた農家管理灌漑施設は、小規模農家による自助努力型灌漑地区を形成し、最小限の政府支援の下、農民自身によって維持管理されている。これら農家管理灌漑施設のうち、恒久的構造物を有する中規模灌漑施設はその多くが修復を必要としていると考えられ、農民の灌漑施設修復・運営・維持管理能力向上のため、農民主体による灌漑施設運営管理システムの確立が早急に必要とされている。また、地方の灌漑技師は技術的に課題を多く抱えており、灌漑施設設計・施工・維持管理にかかる一連のプロセスを独自で実施できるよう、能力強化が必要な状況にある。

このような背景の下、JICA は 2006 年度より 2008 年度にかけて開発調査「農民組織による（中規模）灌漑施設管理能力向上計画調査」（以下、「開発調査」）を実施し、全国の中規模灌漑地区（10-100ha）における既存灌漑地区の修復に係るアクションプラン（A/P）、新規灌漑地区の開発に係るディベロップメントプラン（D/P）の策定、及び政府職員や農民向けの技術ガイドラインやマニュアル作成を行った。これら開発調査の成果を踏まえ、マラウイ政府が実施する、持続可能な中規模灌漑開発事業の推進を支援することを目的として、「中規模灌漑開発技術協力プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）が、マラウイ灌漑・水開発省灌漑局及び農業・食糧安全保障省普及局を実施機関として 2011 年 6 月から 2014 年 6 月まで 3 年間の計画で実施されている。

本プロジェクトは、灌漑施設設計・施工・維持管理を担う県レベルの灌漑技師・農業普及員を C/P としてその能力強化を目的に実施するものであり、現在、3 名の長期専門家（チーフアドバイザー/モニタリング評価、灌漑施設/水管理、業務調整/普及）が派遣され、3 か所のパイロット事業の実施を通して、灌漑局、ボランティア灌漑サービス事務所（以下、BISD）及びマチンガ灌漑サービス事務所（以下、MISD）管轄下の 11 県の灌漑事業関係者（灌漑技師、農業普及員、農民グループ）の能力強化を図っている。

今回実施する終了時評価調査は、2014 年 6 月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、「新 JICA 事業評価ガイドライン第 1 版」に沿って、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備（2013 年 12 月下旬～1 月中旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他マラウイ側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣（2014 年 1 月中旬～2 月上旬）

- ①JICA マラウイ事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、「新 JICA 事業評価ガイドライン第 1 版」に基づいた評価手

法について説明を行う。

- ③マラウイ側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びマラウイ側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑥調査結果や他団員及びマラウイ側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果の JICA マラウイ事務所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2014年2月中旬～2月下旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

- （1）評価報告書（英文）
- （2）担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- （3）評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2013年1月15日～2月5日を予定しています（数日前後する可能性有）。

本業務従事者は、当機構の調査団員に一週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 灌漑農業（農林水産省）
- エ) 評価分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

当機構マラウイ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行

カ) 執務スペースの提供

なし（必要に応じてJICA事務所の会議室をご利用いただきます）

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部乾燥畑作地帯第一課（TEL:03-5226-8429）にて配布します。

- ・ 中間レビュー調査報告書（案）
- ・ PDM（最新版）

②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ マラウイ国 中規模灌漑プロジェクト詳細計画策定調査報告書

(3) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上